

浜松市火災予防施行規程

昭和 6 2 年 2 月 2 8 日
浜松市消防本部告示第 1 号

改正	昭和 6 3 年	2 月 2 9 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(い)
	平成 2 年 1	1 月 1 6 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(ろ)
	平成 4 年	3 月 3 1 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(は)
	平成 4 年	9 月 3 0 日	浜松市消防本部告示第 3 号	(に)
	平成 8 年	6 月 2 8 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(ほ)
	平成 1 1 年	8 月 3 0 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(へ)
	平成 1 2 年 1	2 月 1 8 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(と)
	平成 1 3 年	3 月 3 0 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(ち)
	平成 1 5 年	3 月 3 1 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(り)
	平成 1 6 年 1	2 月 6 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(ぬ)
	平成 1 7 年	6 月 1 日	浜松市消防本部告示第 1 号	(る)
	平成 1 7 年 1	1 月 2 1 日	浜松市消防本部告示第 2 号	(を)
	平成 1 8 年	9 月 4 日	浜松市消防本部告示第 2 号	(わ)
	平成 2 2 年	3 月 3 1 日	浜松市消防局告示第 1 号	(か)
	平成 2 4 年	6 月 3 0 日	浜松市消防局告示第 1 号	(よ)
	平成 2 5 年	5 月 2 0 日	浜松市消防局告示第 1 号	(た)
	平成 2 8 年	1 月 2 1 日	浜松市消防局告示第 1 号	(れ)
	令和 元年	6 月 2 5 日	浜松市消防局告示第 2 号	(そ)
	令和 7 年	3 月 1 7 日	浜松市消防局告示第 2 号	(つ)

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）及び浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号。以下「条例」という。）の規定による消防長の権限に属する火災予防に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

第2条 政令第35条第1項第3号の規定により消防長が指定する防火対象物は、政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものとする。 (か)

(消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の指定)

第3条 政令第36条第2項第2号の規定により消防長が指定する防火対象物は、政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

(消防用設備等の標識又は表示の方法)

第4条 省令の規定に基づき設ける消防用設備等の標識又は表示の方法は、別表に定めるとおりとする。

(総合操作盤を設ける防火対象物の指定) (へ)(ぬ)

第4条の2 省令第12条第1項第8号ハ（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤を設ける防火対象物の要件に該当するもので、消防長が火災予防上必要があると認める防火対象物は、政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (へ)(と)(ぬ)

(1) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で次のいずれかを満たすもの

ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が1万平方メートル以上

イ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が2万平方メートル以上

- (2) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が1万平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの

ア 政令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備

イ 政令第13条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）（わ）

- (3) 地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の防火対象物で、次のいずれかの設備が設置されているもの

ア 政令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備

イ 政令第13条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）（わ）

（放水圧力等の指定）（ろ）（は）

第5条 省令第31条第5号ロの規定により消防長が指定する防火対象物は、政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物とし、指定する放水圧力は、1メガパスカルとする。（ろ）（へ）（た）

2 省令第31条第6号の規定により消防長が指定する水頭は、100メートルとする。（は）

（点検及び整備を行わせる者の指定）（は）

第6条 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2から第8条の2まで及び第9条の2において準用する場合を含む。）及び第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防長の指定する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有するものとする。（は）

- (1) 液体燃料を使用するもの（は）

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者（に）（ち）（た）

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に規定する特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許及びボイラー整備士免許を有する者（条例第4条、第8条及び第8条の2に規定する設備に限る。）

（は）（り）

(2) 電気を熱源とするもの (は)

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気主任技術者の資格を有する者 (は)

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する電気工事士の資格を有する者 (は)

2 条例第11条第1項第9号（条例第8条の3第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防長の指定する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有するものとする。 (は)(を)(よ)

(1) 電気事業法に規定する電気主任技術者の資格を有する者 (は)

(2) 電気工事士法に規定する電気工事士の資格を有する者 (は)

(3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会の行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（条例第12条に規定する設備に限る。） (は)(た)

(4) 一般社団法人電池工業会の行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（条例第13条に規定する設備に限る。） (は)(ぬ)(た)

(5) 公益社団法人全日本ネオン協会の行うネオン工事技術者試験に合格した者（条例第14条に規定する設備に限る。） (は)(た)

（避雷設備の指定） (は)

第7条 条例第16条第1項の規定により消防長の指定する日本産業規格は、JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）とする。 (は)(そ)(つ)

（喫煙等の禁止場所の指定）

第8条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所は、防火対象物又はその部分で次の各号に掲げる行為にあつては、当該各号に掲げる場所とする。 (ろ)

(1) 喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持ち込み

ア 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られた屋内の客席を除く。） (よ)(つ)

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

オ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,500平方メートル以上のものに限る。）の売場及び通常客の出入りする部分（喫煙にあつては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。）

カ 屋内展示場で公衆の出入りする部分（喫煙にあっては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。）

キ 旅館、ホテル、宿泊所又は公衆浴場の舞台

ク 高さ100メートル以上の建築物で公衆の通行の用に供する部分（ろ）

(2) 危険物品の持込み（つ）

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号アからウまでに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ 車両の停車場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）で公衆の出入りする部分（つ）

（消火活動に重大な支障を生じるおそれのある^{とう}洞道等の指定等）（た）

第9条 条例第45条の2第1項の規定により消防長が消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして指定する^{とう}洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「洞道等」という。）は、通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設、改修工事又は維持管理のため通常人が出入りすることができるもので、次に掲げるものとする。（ろ）（た）

(1) ^{とう}洞道その他これに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（^{とう}洞道と地下の工作物が接続するものにあっては、その長さの合計）が50メートル以上のもの

(2) 共同溝（共同溝の整備に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する^{とう}洞道及び地下の工作物

(3) 前2号に定めるもののほか、消防長が特に必要があると認める^{とう}洞道等

2 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更とは、前項に規定する消防長が指定した^{とう}洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策の大幅な変更とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和37年浜松市消防本部告示第1号（劇場等における火気の使用制限について）及び昭和50年浜松市消防本部告示第1号（消防用設備等の完成検査範囲の指定について）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に存する防火対象物において設けられている消防用設備等の標識又は表示方法については、改正後の浜松市火災予防施行規程第4条の規定に基づき設置されたものとみなす。

- 4 浜北市、細江町、引佐町及び三ヶ日町の編入の日前に、浜北市、細江町、引佐町及び三ヶ日町に存する防火対象物において設けられている消防用設備等のうち、第2条の規定に基づく消防機関の検査を受けていないものについては、同条の規定にかかわらず、当該消防用設備等の設置状況に変更が生じない限り、なお従前の例による。 (る)

附 則 (昭和63年2月29日浜松市消防本部告示第1号) (い)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年11月16日浜松市消防本部告示第1号) (ろ)

この規程は、平成2年12月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日浜松市消防本部告示第1号) (は)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年9月30日浜松市消防本部告示第3号) (に)

- 1 この規程は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 財団法人日本石油燃焼機器保守協会の行う石油燃焼機器技術講習を修了した者については、平成9年9月30日までの間に限り、改正後の第6条第1項第1号の設備及び器具に係る点検及び整備に関し必要な知識及び技能を有する者とする。

附 則 (平成8年6月28日浜松市消防本部告示第1号) (ほ)

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成11年8月30日浜松市消防本部告示第1号) (へ)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この規程の公布の日から平成11年9月30日までの間は、改正後の第4条の2中「第28条の3第4項第12号」とあるのは「第28条の3第1項第9号」とし、改正後の第5条第1項中「1メガパスカル」とあるのは「10重量キログラム毎平方センチメートル」とする。

附 則 (平成12年12月18日浜松市消防本部告示第1号) (と)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日浜松市消防本部告示第1号) (ち)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成１５年３月３１日浜松市消防本部告示第１号）（り）
この告示は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年１２月６日浜松市消防本部告示第１号）（ぬ）
この告示は、平成１７年１月１日から施行する。

附 則（平成１７年６月１日浜松市消防本部告示第１号）（る）
この告示は、平成１７年７月１日から施行する。

附 則（平成１７年１１月２１日浜松市消防本部告示第２号）（を）
この告示は、平成１７年１１月２１日から施行する。

- 附 則（平成１８年９月４日浜松市消防本部告示第２号）（わ）
- 1 この告示は、公示の日から施行する。
 - 2 この告示の施行の際、現に改正前の浜松市火災予防施行規程第４条の規定により設置されている消防用設備等の標識又は表示の方法は、改正後の浜松市火災予防施行規程第４条の規定により設置された消防用設備等の標識及び表示の方法とみなす。

附 則（平成２２年３月３１日浜松市消防局告示第１号）（か）
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成２４年６月３０日浜松市消防局告示第１号）（よ）
この告示は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則（平成２５年５月２０日浜松市消防局告示第１号）（た）
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成２８年１月２１日浜松市消防局告示第１号）（れ）
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年６月２５日浜松市消防局告示第１号）（そ）
この告示は、令和元年７月１日から施行する。

- 附 則（令和７年３月１７日浜松市消防局告示第２号）（つ）
- 1 この告示は、令和７年４月１日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に改正前の浜松市火災予防施行規程第7条の規定により消防長が指定している日本産業規格については、この告示の施行の日から令和8年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

別表（第４条関係）（い）（ろ）（は）（ほ）（へ）（わ）（れ）

区 分			標識等の形状	色		大きさ（単位センチメートル）		設置場所	適 用
				地	文字	幅	長さ		
消 火 設 備	省令第9条第4号の規定による標識	消火器	消 火 器	赤	白	8以上	24以上	当該消火器具のある場所の見やすい位置	当該消火器具に応じた標識とし、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあっては、「消火ひる石」とすること。
		簡易消火用具	消 火 バ ケ ツ 消 火 水 槽 消 火 砂 消 火 ひ る 石						
	省令第12条第1項第3号イ並びに同項第4号イ（ハ）、第14条第1項第6号の2、第16条第3項第2号、第17条第6項、第18条第4項第13号及び第22条第6号の規定による表示	消 火 栓						屋内消火栓の表面	操作方法のシールでもよい。
		屋内消火栓設備用		赤	白	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該開閉器の直近の見やすい位置	記入文字は、当該設備の種別を表示すること。
	省令第13条の6第4項第3号イの規定による表示	消火用散水栓						補助散水栓箱の表面	記入文字は、「消火栓」又は操作方法のシールでもよい。
	省令第14条第1項第3号ハ及び同項第6号ホの規定による標識	制 御 弁 （スプリンクラー） スプリンクラー送水口 （ ）		赤	白	10以上	30以上	当該設備の直近の見やすい位置	スプリンクラー送水口の括弧内には、送水圧力範囲を表示すること。
省令第16条第3項第3号ホ（ロ）、第18条第4項第10号ロ（ホ）、第19条第5項第15号ニ、第20条第4項第12号の2イ及び第21条第4項第14号の規定による標識及び表示		手 動 起 動 装 置 （ 消 火 設 備 ） ホース接続口 （泡消火設備）		赤	白	10以上	30以上	当該設備の直近の見やすい位置	手動起動装置の括弧内の「消火設備」の前には、「水噴霧」若しくは「泡」又は消火剤の種類を表示すること。
	省令第22条第4号の規定による表示及び標識	ホース格納箱						ホース格納箱の表面	
消 火 栓		赤	白	10以上	30以上	当該設備の見やすい位置			

警 報 設 備	省令第24条第3号ロ、 第24条の2の3第1 項第6号ロ、第25条の 2第2項第4号ホ及び 第28条の3第4項第9 号の規定による表示	自 動 火 災 報 知 設 備 用	赤	白	文字の鮮明度 をそこなわな い範囲で自由		当該開閉器 の直近の見 やすい位置	記入文字は、 当該設備の 種別を表示 すること。
	省令第25条第4項第2 号の規定による標識	火 災 報 知 機	赤	白	8 以上	24 以上	発信機の上 方で見やす い位置	
避 難 設 備	省令第27条第1項第3 号ロの規定による使用 方法を表示する標識	使 用 方 法	白	黒	30 以上	60 以上	当該設備の 直近の見や すい位置	使用方法の 簡便なもの にあつては、 設置しない ことができる。
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	省令第30条の3第4 号ニの規定による標識	送 水 口 (連 結 散 水 設 備)	赤	白	10 以上	30 以上	当該設備の 直近の見や すい位置	
	省令第31条第4号及び 第6号ニの規定による 標識	送 水 口 (連 結 送 水 管)	赤	白	10 以上	30 以上		省令第31 条第5号ロ ただし書に 規定する管 を使用する ものにあつ ては、「高圧」 又は5セン チメートル 平方の黄色 の表示をす ること。
		放 水 口 (連 結 送 水 管)						放水口にあ つては、「消 防章」でも よい。
		放水用器具格納箱 (連 結 送 水 管)	赤	白	10 以上	30 以上	格納箱の表 面の見やす い位置	
	省令第31条の2第9 号イの規定による表示	非 常 コンセント	赤	白	10 以上	25 以上	保護箱の表 面又は直近	

- 備考
- 1 大きさをこの表に掲げる最小限度の数値以上とする場合は、幅及び長さの比率をこの表に掲げる最小限度の比率とすること。
 - 2 「消火器」の標識には、必要に応じ、普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を付記することもさしつかえない。
 - 3 記入文字は、英文を併記してもさしつかえない。